令和６年

足立区選挙管理委員会
第９回定例会会議要録

１）開会年月日　令和６年５月１日（水）

２）会議時間　午前１０時００分～午前１０時５１分

３）場　　所　足立区役所南館６階　選挙管理委員会室

４）出席委員

委員長	芦川武雄
職務代理者	古野香織
委員	針谷幹夫
委員	新井英生

５）事務局職員

事務局長	鳥山高章
管理係長	久保文雅
選挙係長	松田直剛
システム標準化担当係長	高城直人
管理係主査	下山洋史
選挙係主査	齋藤雅大

６）傍聴者　　１名

７）会議要録

委 員 長　　ただいまから第９回足立区選挙管理委員会定例会を開会します。まず初めに第１５号議案『東京都知事選挙・東京都議会議員補欠選挙執行計画（案）について』を事務局から説明願います。

事務局長　　第１５号議案『東京都知事選挙・東京都議会議員補欠選挙執行計画（案）について』説明。

委員長　　このことについて何か質問はありますか。

管理係長　　７ページにあります（９）選挙会関係のア選挙会の日時についてですが、東京都知事選挙と同じと書かせていただいておりますが、補選の方は開票と選挙会を兼ねるという事になりますので、開票の方の日時、場所と同じと言う意味合いでございます。東京都の選挙会と同じという意味ではございませんので、分かりやすく修正案を次回お示しさせていただきます。
　選挙会の日時は７月７日の８時５０分開始。場所は総合スポーツセンターになりますので、その旨お伝えいたします。

古野委員　　終わりの時間を書いていただくことは出来ますでしょうか。例えば、何時から何時と言うように、開始が決まっているので、大体何時くらいか（終了時刻を）入れても良いのかなと思いました。

針谷委員　　開票は分からないかもしれないけども、おおよその目途は書くことは出来るのではないですか？

事務局長　　（開票立会人を定める）くじについては、候補者の数によりますが、１時間程となります。他に開票関係で言えば、投票率にもよりますが午前１時から午前２時の間くらいが終了時刻となると思われます。

管理係長　　そこから確定が出てから、封緘などございますので、委員の皆様が解散いただけるのは午前３時程になるかと思います。

事務局長　　委員の皆様にはタクシーをご用意させていただきます。

管理係長　　古野委員は往路どういたしますか。ご自宅までお送りするのかご相談させていただけばと思います。

古野委員　　後ほど調整させていただきます。

委員長　　他に何かご質問などございますでしょうか。

新井委員　　都議会議員補欠選挙は、東京都に住所があれば立候補者できるのでしょうか。足立区でなければ立候補者出来ないのでしょうか。

管理係長　　足立区に住所があることが必要です。[1]

針谷委員　　足立区選出の都議会議員になるので足立区住所が必要です。

新井委員　　足立区長は（住所要件）関係ないですよね。

事務局長　　はい。都議会議員と区議会議員選挙が住所要件あります。

新井委員　　分かりました。

委員長　　それでは第１５号議案について、原案のとおりお認めいただける場合は挙手をお願いいたします。

全 委 員　（全員挙手）

委員長　　挙手総員により、本議案は原案のとおり可決しました。続きまして、第１６号議案『指定病院等における不在者投票の外部立会人候補者名簿の登録について』を事務局から説明願います。

事務局長　　第１６号議案『指定病院等における不在者投票の外部立会人候補者名簿の登録について』説明。

委員長　　このことについて何か質問はありますか。

針谷委員　　前から不思議に思っていたのですが、期日前投票という制度が出来て、以前は不在者投票だった訳ですが、不在者投票というのは、不在だから投票するという事で、病院等に入院している場合も不在とするのは公職選挙法の条文で不在者投票と決まっているのでしょうか。公職選挙法の規定で名前の付け方が、位置づけられていても、何となく分かりにくいと感じているのですが。

選挙係主査　　期日前投票は期日前投票で公職選挙法がありまして、不在者投票は不在者投票で別れて公職選挙法があります。その中で指定施設が位置づけられ

---

[1] 東京都議会議員の被選挙権は、日本国民で満２５歳以上であること、引き続き３か月以上、東京都内に住所のある者（３か月以上、東京都内に住所を有した後、引き続き東京都内にある他の区市区町村に住所を移した場合も含む）である。（発言内容は令和６年６月３日開催　第１１回足立区選挙管理委員会定例会で訂正済）

ています。

管理係長　　針谷委員のおっしゃるように、元々不在者投票制度があって、そこから期日前投票を切り分けたので、指定施設の投票は本来の事前投票制度であると思います。
　選挙ですので、投票日までに選挙権が無くなれば無効になりまして、指定施設で投票をしたり遠方から投票をして、その方が亡くなれば、不在者投票は抜くのですが、期日前投票の場合は確定投票ですので、入れてしまうと抜くことは出来ないため、潜在無効という扱いでやっているところであります。

針谷委員　　抜くとはどういう事ですか。

事務局長　　封筒に名前が書いてあるので、選挙権が無いことを確認が出来た段階で抜くという事になります。

針谷委員　　公職選挙法を我々も研究する必要があると思い質問しました。不在者投票という言葉自体が正確なのか前から気になっていたし、今回色んなことがあって、公職選挙法や地方自治法をもっと精通しといた方が良いという事もありましたので伺いました。また、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院等とありますが、指定すると言った場合は、基本的には病院からの申請になるのですか。

選挙係長　　申請になります。

針谷委員　　指定にあたり患者数は何人以上必要とか職員の数は何人以上だとか規定があるのかと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

選挙係長　　病院の場合ですと病床が５０床と言う規定がございますが、詳しくは東京都に伺うことになります。

針谷委員　　せっかく勉強する機会なので、申請方法や指定病院として認める場合の基準など、資料があれば良いと思います。区民から問い合わせを受けて分からないことは見っともないので、選挙管理委員として勉強していかないといけないなと思います。

古野委員　　いくつか質問なのですが、前回の選挙で不在者投票として何日くらい開けていたか伺いたいと思います。病院の都合もあるかと思いますが、気になったのが、今回の選挙では都知事と都議補選では期間が違うと思うのですが、２９日よりも前に日にちを設定した場合は、都知事選挙しか投票ができないので、２９日以降で皆様設定していただけるものなのか。選挙管理委員会か

らどのようにお伝えしているのか確認できればと思います。また、不在者投票がどのくらいの投票率であるのかお伺いしたいと思います。また、３点目に外部の立会人として３０人名前が上がっているかと思いますが、残りの５０か所に関しては施設の職員の方が対応されるのかなと思いますが、その場合に、施設職員の方にどういった形で公平中立な選挙を行っていただくためのレクチャーをされるのかお伺いできればと思います

システム標準化担当係長　東京都知事選挙と東京都議会議員補欠選挙の期間が違うことにつきましては、今回、区内８２か所の施設につきましてはウェブ会議で説明会を開催したいと考えております。足立区の方針としては、都知事と都議補が出来る不在者投票期間に投票用紙を発送できればとお声がけをさせていただきます。ただ、都知事の不在者投票期間はありますので、投票用紙を先に送って欲しいと言う希望のある施設につきましては、先に送るのですが、都議補の発送についてどうするのか、その際に確認をしていきたいと思います。不在者投票については全国的にあるものなので、足立区外から請求があったものについては、１件１件、足立区は都議補がある事を確認して投票の発送時期をどうするのか確認していこうと考えております。全国的に周知する方法が無いのでホームページに掲載をするのですが、１件対応をしていこうかと思います。

管理係長　古野委員が言われた３０人名簿に上げさせていただいて、残りの５０か所をどうするのかについては、まず、３０か所に名簿の人が割り当てられてるのではなくて、８２か所の中から外部立会人の要望があれば、３０人の名簿の中から派遣されるという事になります。実際に外部立会人が入る所は４施設になります。

古野委員　総務省として外部立会人を推奨されている中で、それだけ数が少ない背景には何が考えられるのでしょうか。

管理係長　選挙は第三者の目があって公正中立となるので、お声がけしているのですが、事務手続きが面倒などあるかと思います。

選挙係長　今回も外部立会人の希望については施設に通知を出しているところです。

古野委員　レクチャーについては先ほどの説明会でされるのでしょうか。

システム標準化担当係長　はい。立会人としての役割や不在者投票で不正があった場合の罰則がどういったものがあるのかお伝えしたいと考えてます。

選挙係長　どのくらい不在者投票の数があるかについてですが、前回の区長選挙ですと１，２６５件、区議会議員選挙ですと１，２３１件となります。

事務局長　　指定施設になってくださいと区内施設にお声がけして、去年では１か所増えたこともありますので、働きがけをしたいと思っています。

委員長　　それでは第１６号議案について、原案のとおりお認めいただける場合は挙手をお願いいたします。

全 委 員　（全員挙手）

委員長　　挙手総員により、本議案は原案のとおり可決しました。続きまして、報告第１６号『会議等の日程について』を事務局から説明願います。

事務局長　　報告第１６号について説明

委員長　　このことついて何か質問ございますでしょうか。

新井委員　　６月２８日の立候補者受付ですが、８時３０分に開始して、午後６時に臨時会がありますが、通しでいるという事ですか。それとも一度解散となるのでしょうか。

管理係長　　一度解散していただき、６時の臨時会に再度お越しいただければと思います。

新井委員　　分かりました。

古野委員　　６月２８日の立候補者受付ですが、１時間で各委員は終わると言う説明があったかと思うのですが、受付は１７時までしているのに解散しても大丈夫ですか。

管理係長　　当日の流れですが、８時半までに会場に到着された方につきましてはくじ引きをいたします。各委員にはその際に立会をしていただきまして、審査等も見守っていただきたいと思います。前回の区議区長選挙では、通称認定の事でご判断を頂きましたこともありましたので、どういう方がいらっしゃるか分かりませんが、お立会いいただきながら会場運営を進めていきたいと思います。１０時以降は選挙管理委員会事務局で受付させていただきたいと思いますが、受付にあまり見えられない傾向があります。大体は早くいらっしゃって９時には出陣式をされることをお見受けいたしますが、公職選挙法上では１７時までではございますので、不測の事態にも対応して参りたいと思います。

委員長　　他に質問が無いようなので次に、その他について何かございますでしょう

か。

事務局長　　前回の議会で主権者教育推進員との懇談の場を本日か１５日と考えておりましたが、選挙の執行計画がありましたので１５日の委員会の中で行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

事務局長　　４月１日から主権者教育支援員を採用しておりまして、皆様に委員会の場で懇談会を開催出来ればと思います。日程を調整させていただいて、５月１日か１５日で出来ればと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員長　　わかりました。他に何かありますでしょうか。前回あった要望書の回答についてどうなっていますか。

事務局長　　作成中でございまして、お時間いただければと思います。

委員長　　分かりました。それでは第９回足立区選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

終了時刻　午前１０時５１分